

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料 (4 月分)		
年月日	21年3月31日~	年月日	金額 31,275円

目的	—					
使途	—					
政務活動・ 県政との 関連性	—					
<<領収書貼付枠>> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1621-03-31</td> <td>200</td> <td rowspan="2">*62,000ソウキョ カリアサヒケツツ *550振込手数料</td> </tr> <tr> <td>1721-03-31</td> <td>200</td> </tr> </table>		1621-03-31	200	*62,000ソウキョ カリアサヒケツツ *550振込手数料	1721-03-31	200
1621-03-31	200	*62,000ソウキョ カリアサヒケツツ *550振込手数料				
1721-03-31	200					

案分の理由 政務活動と後援会活動 で按分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	62,550 31,275円	1/2 %	31,275円

四本

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年4月5日~令和	年月日	金額 3620 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<領収書貼付枠> 別紙のとおり	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3620 円	100 %	3620 円

2/6

領収書-No 110
窓口-No 2
駅-No 51201510
領 収 書

様

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2021年 3月29日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員

支払者: 四本康久

新幹線: 新富士 - 静岡 (往復)

1/6

領収書-No 110
窓口-No 2
駅-No 51201510
領 収 書

様

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2021年 3月29日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員

支払者: 四本康久

$7,860 \text{円} \times \frac{2}{6} \text{枚} = 2,620 \text{円}$

領 収 証

四本康久 様 3 年 4 月 5 日

★ ￥1,000

但

上記正に領収いたしました

但し書: 駐車料

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL 0545-61-7862

コクヨ ウケ-1048

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・謝辞等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費) 事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 3 年 4 月 5 日 ~ 令和 年 月 日	金額	2,146 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: 月刊廃棄物 4月号)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001906	加入者名	日報ビジネス株式会社	金額	千: 百: 十: 万: 千: 百: 十: 円	1943	依頼人	四本 康久 様	日 附 印	03-04-05 静岡県庁内 郵便局	備 考	(23357) N94120004
金額	千: 百: 十: 万: 千: 百: 十: 円	1943	依頼人	四本 康久 様	日 附 印	03-04-05 静岡県庁内 郵便局	備 考	(23357) N94120004				

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

1,943 円 + 203 円 = 2,146 円
(手数料)

按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2146 円	100%	2146 円

※按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

請求書

Page. 1

2021年 4月 1日

〒418-0061
静岡県富士宮市北町13-3

四本 康久 様



代表取締役 四本 康久
〒101-0061 東京都千代田区有明3-1-5
電話 03(3262)3465

郵便振込口座 00190-6-655183
銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257
口座名義 ニッポウビジネス (カ)
振込手数料は貴社にてご負担下さいませ、お願い申し上げます。

お客様番号 : [REDACTED] お問い合わせ番号 : [REDACTED]

- お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お知らせ
2021年4月号
銀行振込もご利用いただけます。

	郵便振込
	1,943円

					区分	
3005	◆ 四本 康久 様分	1	部	1,843	1,843	1
1	月刊 廃棄物	0		0	100	1
	送料				(177)	
	内消費税等					

区分：1, 売上 2, 返品 3, 商品値引 4, その他売上 5, 販促 6, 配送料 7, 代引手数料 8, 伝票値引

- 下の払込用紙で商品到着後、上記お支払期限までにゆうちょ銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (4 月分)		
年月日	令和 3 年 4 月 5 日～令和	年 月 日	金額 27,225 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> リース料 56,430 円のうち、政務活動費の対象外経費を除いた金額の 1/2 請求する。 リース料 ドライブレコーダ料 (税抜き 51,300 円 - 1,800 円) × 1.10 × 1/2 = 27,225 円 2221-04-05 200 *56,430 トヨタ自動車リース (カ)	

按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	54,450 円	1/2	27,225 円
		%	

※按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 418-0061

静岡県 富士宮市
北町
13-3

四本康久 様



日本カーシェアリング株式会社



〒 420-0853

静岡県 静岡市葵区
追手町
8-1 日土地静岡ビル6F



K015A0001142YA001142

部署 静岡支店営業チーム
電話 054-205-2641
担当 [Redacted]

2021年 3月 16日

口座振替通知書

請求書No. 51C55529
請求先コード [Redacted]

今回御請求額	お支払期日	お支払方法
¥56,430	2021年 4月 5日	口座振替
内リース料等 51,300		
内消費税等 5,130		

金融機関名	[Redacted]
支店名	[Redacted]
種目・口座	[Redacted]

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ: 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	内消費税(円)	税率(%)	備考
[Redacted]	190703	22	36	リース料 3/4分 [Redacted]	56430	5130	100	
				リース 消費税 10% 計	56430	5130		

ページ小計-->

56430 5130 51300 (税抜)

請求件数 1件



通信欄

口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー（センチュリーリース）名で引き落としさせていただきます。

整理番号	4-5
------	-----

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 **ふじのくに県民クラブ**・ **四本 康久**)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・懇談情報活動費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料 (日本教育新聞)		
年 月 日	令和 3 年 4 月 6 日～令和 年 月 日	金 額	2,750 円

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集		
使 途	21 年 4 月 購読料		
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする		
<<領収書貼付枠>> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 20px auto; padding: 5px;"> 03-04-06 200 2,750 SMBC(三井住友) </div>			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかか るものである	2,750 円	/	2,750 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要綱精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年4月9日~令和 年 月 日	金額	3620 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3620 円	100 %	3620 円

4/6

領収書-No 110
窓口-No 2
駅-No 51201510
領 収 書

様

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2021年 3月29日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員

3/6

領収書-No 110
窓口-No 2
駅-No 51201510
領 収 書

様

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2021年 3月29日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員

支払者：四本康久

支払者：四本康久

新幹線：新富士 - 静岡 (往復) $7,860円 \times \frac{2}{6} 枚 = 2,620円$

原本：3年 4月 整理番号 4-2 参照

領 収 証

四本康久 様

3年 4月 9日

★ ¥1,000

但

上記正に領収いたしました

但し書：駐車料

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

富士市柳島276-2

駐車場 ミニパーク

TEL 0545-61-7863

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年4月13日~令和	年月日	金額 3620 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3620 円	100 %	3620 円

5/6

6/6

駅-No 51201510 領収書-No 110
窓口-No 2
領 収 書

駅-No 51201510 領収書-No 110
窓口-No 2
領 収 書

様

様

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

上記金額確かに領収致しました

2021年 3月29日
東海旅客鉄道株式会社

2021年 3月29日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅

新富士駅

現金出納社員

現金出納社員

支払者：四本康久

支払者：四本康久

新幹線：新富士 - 静岡(往復) $7,860円 \times 2/6 枚 = 2,620円$

原本：3年 4月 整理番号 4-2 参照

領 収 証

四本康久様

3年 4月 13日

★ ￥1,000

但

上記正に領収いたしました

但書：駐車料

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

富士市柳島276-

駐車場 ミニパー

TEL 0545-61-7862

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所電気代 (4月分)		
年月日	21年4月15日~	年 月 日	金額 5,525 円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	3-4	払込金額	¥5,224	うち消費税等相当額	466
ご契約	4 kW	戸数	90	ご使用量kWh	607
コード		うち精算金額	94	お名前変更	月 日
ご使用期間	3月10日~ 4月 8日		ご契約変更	月 日	

ご使用場所	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号
ご契約場所	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様
お支払期限日	5月 10日

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

地区番号	08	ご契約種別	低圧電力
お客さま番号	[REDACTED]		
お問い合わせ先	0120-995-902(代)		
東京電力エナジーパートナー株式会社	(お客さま控え)		



(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	3-4	払込金額	¥5,826	うち消費税等相当額	521
ご契約	40 A	戸数	95	ご使用量kWh	2147
コード		うち精算金額	95	お名前変更	月 日
ご使用期間	3月10日~ 4月 8日		ご契約変更	月 日	

ご使用場所	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号
ご契約場所	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様
お支払期限日	5月 10日

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

地区番号	08	ご契約種別	従量電灯B
お客さま番号	[REDACTED]		
お問い合わせ先	0120-995-902(代)		
東京電力エナジーパートナー株式会社	(お客さま控え)		



案分の理由 政務活動と後援会 活動に寄与	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	11,050 円	1/2 %	5,525 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話使用料 (21 年 3 月分)		
年月日	令和3年4月19日~令和 年 月 日	金額	2,589 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 支払合計額 ケブルテレビ料 政務活動費請求対象額 7,929 円 — 2,750 円 = 5,179 円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	5,179 円	1/2	2,589 円
		%	

発行番号 2020311400

四本 康久 様

発行日 2021年 4月19日

株式会社TOKAIケーブルテレビ

〒410-0053 沼津市寿町8-22

お問い合わせ先 0120-696-942

領収書

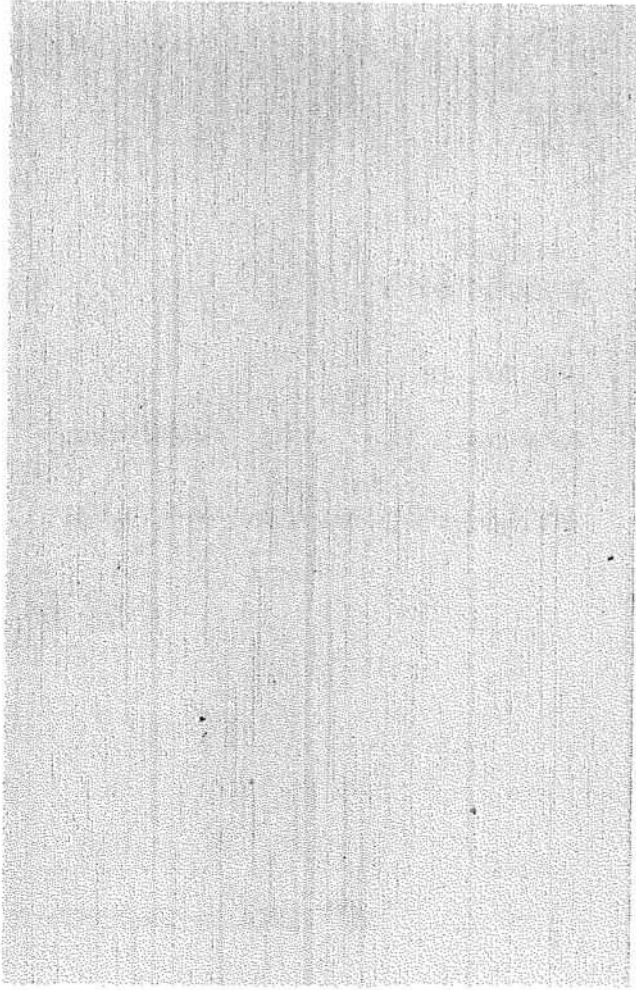
領収金額 ¥7,929

項目	金額
2021年3月分	¥7,929
※電話関係料金は前月利用分となります。	

但し、ケーブルテレビ・インターネット・ひかり電話利用料として

上記の金額 2021年3月カード決済 にて正に領収致しました。

post card



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年4月23日~令和	年月日	金額 3620円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3620円	100%	3620円

2/6

駅-No 51201510 領収書-No 25
窓口-No 2
領 収 書

様
金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2021年 4月23日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員

1/6

駅-No 51201510 領収書-No 25
窓口-No 2
領 収 書

様
金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2021年 4月23日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員

支払者： 四本康久

支払者： 四本康久

新幹線： 新富士 - 静岡 (往復) $7,860円 \times \frac{2}{6}枚 = 2,620円$

領 収 証

四本康久 様 2021年 4月23日

★ ¥1,000

但
上記正に領収いたしました

但書： 駐車料

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

富士市柳島276-

駐車場 ミニパーク

TEL0545-61-7863

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	複合機リース料		
年月日	21年4月27日~	年月日	金額 8,800円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 16 D 3- 4-27 17,600 リコーリース(カ) </div>	

案分の理由 政務活動と関係 活動の案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	17,600 円	1/2 %	8,800 円

整理番号	4-12
------	------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【4月分】 4/28 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	2021年 4月 28日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	12,000
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) <input checked="" type="radio"/> 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫ 上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 四本 康久			

≪領収書貼付枠≫

別紙のとおり

案分の理由 政務活動と私用2 案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	24,000 円	1/2 %	12,000 円

ENEOS

納品書(領収書)

2021年04月02日 19:40

売上
Tカード会員様

現金会員
車両番号 実車番
0026-00

レギュラー P01
数量 20.83L *
単価 (144円) ¥3,000

合計 ¥3,000

(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
お預り ¥10,000
お釣り ¥7,000

Tカード番号: [REDACTED]
ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 1341P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。
現金でお済上げの場合は領収書に控えさせていただきます。

株式会社 ENEOSウイング
沼津バイパス上りTSセルフ
静岡県 沼津市東権路37-2
TEL:055-929-7121 SS-481138
レシートNo 3323-01
テ-外No0803-0804
080専用 2021/04/02

支払者: 四本康久

EneJet ド-ルコ-ヒ-

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2021/04/06(火)18:58

Tカード会員様

売上 Tカード会員
レギュラー ¥3000
021000
20.27L @148.0 L-6 N-16
割引適用(016219)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000
内消費税 ¥273)
合計 ¥3,000

お預かり ¥3000 お釣り ¥0
上記にて領収書とさせていただきます
ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 1213P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご
確認下さい。
当日給油レシートで
ド-ルコ-ヒ-単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.2358 担当:0001
POS番号01
2021/04/06

支払者: 四本康久

EneJet ド-ルコ-ヒ-

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2021/04/10(土)11:05

Tカード会員様

売上 Tカード会員
レギュラー ¥3000
021000
20.55L @146.0 L-4 N-10
割引適用(016219)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000
内消費税 ¥273)
合計 ¥3,000

お預かり ¥3000 お釣り ¥0
上記にて領収書とさせていただきます
ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 1230P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご
確認下さい。
当日給油レシートで
ド-ルコ-ヒ-単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.6432 担当:0001
POS番号01
2021/04/10

支払者: 四本康久

EneJet ドトールコーヒ-

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2021/04/14(水)12:45
Tカード会員様

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥3000
20.27L @148.0 L-4 N-10
割引適用(016219)
3円/L.個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000
お預かり ¥10000 お釣 ¥7000
上記にて領収書とさせていただきます
ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P
利用可能ポイント 0P

利用可能ポイント 1161P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.1342 担当:0001
POS番号01
2021/04/14 釣銭伝票No.2991

おつり引換券

2021/04/14(水)12:45
金銭金客員 ¥7,000
2021/04/14 釣銭番号 2991



支払者: 四本康久

EneJet ドトールコーヒ-

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2021/04/17(土)10:55
Tカード会員様

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥3000
20.55L @146.0 L-6 N-16
割引適用(016219)
3円/L.個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000
お預かり ¥10000 お釣 ¥7000
上記にて領収書とさせていただきます
ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P
利用可能ポイント 0P

利用可能ポイント 1174P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.4523 担当:0001
POS番号01
2021/04/17 釣銭伝票No.3662

おつり引換券

2021/04/17(土)10:55
金銭金客員 ¥7,000
2021/04/17 釣銭番号 3662



支払者: 四本康久

ENEOS

納品書(領収書)

2021年04月20日 19:43

売上
Tカード会員様

現金会員
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー P08

数量 20.83L *
単価 (144円) ¥3,000

3330-00
ウィンドウォッシャー

数量 1.00L/個 *
単価 440円 ¥440

合計 ¥3,440
(消費税10%対象 ¥3,440)

内消費税等 ¥313
Tカード番号

ポイント:基本P 15P
特別P 0P
今回計 15P

利用可能ポイント 0P
利用可能ポイント 1195P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認ください。

現金でお買上げの場合は別途領収書がえさせていただきます。

株式会社ENEOSウイング
富士インターTS
静岡県 富士市伝法3201-1
TEL:0545-57-7550 SS-480443
LINE No 0837-04
TEL No 2656-2659
2021/04/20

支払者: 四本康久

* ウィンドウォッシャー 440円は

除外する。

3,440円 - 440円 = 3,000円

EneJet ドトールコーヒ-

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2021/04/24(土)12:20
Tカード会員 様

売上レギュラー
021000 ¥3000
20.55L @146.0 L- 2 N- 4
割引適用(016219)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000
内消費税 ¥273)
合計 ¥3,000
お預かり ¥3000 お釣 ¥0
上記にて領収書とさせていただきます
ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P
利用Tポイント 0P

利用可能Tポイント 1218P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認下さい。

当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.3047 担当:0001
POS番号01
2021/04/24

支払者: 四本康久

EneJet ドトールコーヒ-

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2021/04/28(水)21:54
Tカード会員 様

売上レギュラー
021000 ¥3000
20.55L @146.0 L- 4 N-10
割引適用(016219)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000
内消費税 ¥273)
合計 ¥3,000
お預かり ¥10000 お釣 ¥7000
上記にて領収書とさせていただきます
ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P
利用Tポイント 0P

利用可能Tポイント 1298P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認下さい。

当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.8583 担当:0001
POS番号01
2021/04/28 釣銭伝票No.6498

おつり引換券

2021/04/28(水)21:54
釣銭金額 ¥7,000
2021/04/28 釣銭番号 6498

2806498070000



支払者: 四本康久

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (静岡・岳南朝日新聞、富士山新報・朝日新聞)		
年月日	令和 3 年 4 月 30 日 ~ 令和 年 月 日	金額	8,944 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集				
使 途	21 年 4 月購読料				
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。				
<領収書貼付枠> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>03-04-30</td> <td>200</td> <td>8,944</td> <td>シブツタ</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡新聞 3,300 円 ・ 岳南朝日新聞 977 円 ・ 富士山新報 630 円 ・ 朝日新聞 4,037 円 <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <p style="text-align: center; margin-left: auto; margin-right: auto;">8,944 円</p>		03-04-30	200	8,944	シブツタ
03-04-30	200	8,944	シブツタ		

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,944 円	/	8,944 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・懇談等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (公明、聖教新聞)		
年月日	令和 3年 4月 30日~令和 年 月 日	金額	3,821円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	21年 4 月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

四本 康久 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021年 4 月分 領収日 4月 30日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 和弘
稲葉 富士宮市上柚野1-2
住 TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503
お申込No. XXXXXXXXXX



案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,821円	100%	3,821円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版)		
年月日	令和 3 年 4 月 30 日~令和 年 月 日	金額	4,427 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	21 年 4 月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

四本康久

日新聞「しんぶん赤旗」
「しんぶん赤旗」日曜版

部数 1
金額 3,497
930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書
4,427 円
2021 年 4 月分
上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
日本共産党東部地区委員会
〒410-0312 沼津市原698-1
TEL 055-968-7150
FAX 055-968-7155

領収日 4/30 投者

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,427 円	/	4,427 円
		100%	

整理番号	4-16
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話使用料 (21 年 3 月分)		
年月日	21 年 4 月 30 日 ~	年 月 日	金額 3,878 円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

支払合計額 ケータイ補償料 政務活動費請求対象額
 8,582 円 — 750 円 × 1.10 = 7,757 円

24 | 03-04-30 | 200 | 8,582 | ケータイ

案分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,757 円	1/2 %	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・郵贈情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料 (5 月分)		
年月日	21年4月30日~	年月日	金額 31,275円

目的	—										
使途	—										
政務活動・ 県政との 関連性	—										
<<領収書貼付枠>> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1321-04-30</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">200</td> <td style="padding: 2px;">*62,000</td> <td style="padding: 2px;">(ウキ) カ)アサヒケンセツ</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1421-04-30</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">200</td> <td style="padding: 2px;">*550</td> <td style="padding: 2px;">振込手数料</td> </tr> </table>				1321-04-30	200	*62,000	(ウキ) カ)アサヒケンセツ	1421-04-30	200	*550	振込手数料
1321-04-30	200	*62,000	(ウキ) カ)アサヒケンセツ								
1421-04-30	200	*550	振込手数料								

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	62,550円	1/2	31,275円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員の雇用 (4 月分)		
年月日	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 3 年 4 月 30 日	金額	168,000 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	168,000 円	100%	168,000 円

※按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和3年	氏名	支払額	領収印
4月	■■■■	18,000	■■■■

令和3年	氏名	支払額	領収印
4月	■■■■	30,000	■■■■

令和3年	氏名	支払額	領収印
4月	■■■■	54,000	■■■■

令和3年	氏名	支払額	領収印
4月	■■■■	30,000	■■■■

令和3年	氏名	支払額	領収印
4月	■■■■	36,000	■■■■

雇用実績表

4 月 分		氏 名		
日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	木			
2	金			
3	土			
4	日			
5	月			
6	火			
7	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
8	木			
9	金			
10	土			
11	日			
12	月			
13	火			
14	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
15	木			
16	金			
17	土			
18	日			
19	月			
20	火			
21	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
22	木			
23	金			
24	土			
25	日			
26	月			
27	火			
28	水			
29	木			
30	金			
計		(A) 18	(B) 18	
上記の通り雇用したことを証明する				令和3年4月30日 ふじのくに県民クラブ 四本康久
[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。				
①(B)〔18時間 分〕×単価〔1000円〕= 18,000円				
②総支給額〔 円〕×(B) / (A) = 円				

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

雇用実績表

4 月 分	氏 名	
-------	-----	--

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1				
2				
3	土	6	6	地域の意見・要望の聴取
4				
5				
6	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
28				
29				
30				
31				
計		(A) 30	(B) 30	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和7年4月30日
ふじのくに県民クラブ 四本 康久

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [30時間 分] × 単価 [1,000円] = 30,000 円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

雇 用 実 績 表

4 月		氏 名			
日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容	
1	木	6	6	地域の意見・要望の聴取	
2	金				
3	土				
4	日				
5	月	6	6	地域の意見・要望の聴取	
6	火				
7	水				
8	木	6	6	地域の意見・要望の聴取	
9	金				
10	土				
11	日				
12	月	6	6	地域の意見・要望の聴取	
13	火				
14	水				
15	木	6	6	地域の意見・要望の聴取	
16	金				
17	土				
18	日				
19	月	6	6	地域の意見・要望の聴取	
20	火				
21	水				
22	木	6	6	地域の意見・要望の聴取	
23	金				
24	土				
25	日				
26	月	6	6	地域の意見・要望の聴取	
27	火				
28	水				
29	木	6	6	地域の意見・要望の聴取	
30	金				
計	(A)	54	(B)	54	
上記のとおり雇用したことを証明する。		令和 3 年 4 月 30 日 ふじのくに県民クラブ 四本 康久			
{政務活動費充当計算}・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。 ① (B){ 54 時間 分} × 単価{ 1000 円} = 54000 円 ② 総支給額{ 円} × (B) / (A) = 円					

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

雇用実績表

4 月 分		氏 名		
日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1				
2	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
24				
25				
26				
27				
28	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
29				
30				
31				
計		(A) 30	(B) 30	

上記のとおり雇用したことを証明する。 令和3年4月30日
ふじのくに県民クラブ 四本 康久

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。
 ①(B){30 時間 分}×単価[1000円]= 30000 円
 ②総支給額[円]×(B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

雇用実績表

4 月分	氏名	
------	----	--

日	曜日	雇用時間数	政務活動業務内容	
			うち政務活動費業務時間数	
1	木	6	6	地域の意見要望の聴取
2	金	6	6	地域の意見要望の聴取
3				
4				
5				
6				
7	水	6	6	地域の意見要望の聴取
8				
9	金	6	6	地域の意見要望の聴取
10				
11				
12				
13				
14	水	6	6	地域の意見要望の聴取
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	水	6	6	地域の意見要望の聴取
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
計		(A) 36	(B) 36	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和3年4月6日
ふじのくに県民クラブ 四本 康久

[政務活動費充当計算]...①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) 36 時間 分) × 単価 [1,000 円] = 36,000 円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

支出証拠書

9/7

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	リース自動車の任意保険料 (令和3年4月1日～令和3年9月26日)		
年月日	令和3年4月1日～令和3年9月26日	金額	5,495円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>支払金額 69,100 円のうち、対人・対物保険分は 21,980 円である。 契約対象期間が令和2年9月26日から令和3年9月26日なので、令和3年4月1日からの分を今回請求する。</p> $21,980 \text{円} \times \frac{6}{12} \text{月} \times \frac{1}{2} = 5,495 \text{円}$ <p style="text-align: center;">10,990円</p> <p style="text-align: center;">2年10月 整理番号 10-1 参照</p>	

案分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,990円	1/2 %	

整理番号 10-1

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

720 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	リース自動車の任意保険料 (令和2年9月26日~令和3年3月31日)		
年月日	令和2年9月7日~令和	年月日	金額 5,495円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

支払金額 69,100円のうち、対人・対物保険分は21,980円である。
 契約対象期間が、令和2年9月26日から令和3年9月26日
 なので、令和3年3月31日までの分を今回請求する。

$$21,980円 \times 6 / 12月 \times 1/2 = 5,495$$

払込受領証 (コンビニエンスストア用)

払込人氏名	四本 康久	お客さま番号		金額	69,100円	受取人	日新火災海上保険株式会社
-------	-------	--------	--	----	---------	-----	--------------

按分の理由 政務活動と私用の 按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,990円	1/2	5,495円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

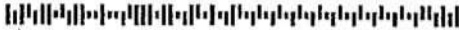
418-0061

静岡県 富士宮市 北町 13-3

保険料お払込みのご案内
兼 払込取扱票送付書



四本 康久 様



(ご照会番号)

[会社整理欄]

いつも日新火災をご利用いただきありがとうございます。

さて、ご契約いただきました下記保険契約の保険料につきましては、添付の「払込取扱票」にて、弊社指定のコンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行・郵便局で、ご案内の保険料全額をお払込みください。

なお、このご案内につきまして、ご不明の点がございましたら、右記お問合せ先までご照会ください。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(お問合せ先)

住所 420-0031

静岡県 静岡市 葵区呉服町1-1-2
(静岡呉服町スクエア9F)

日新火災海上保険株式会社

静岡事業部 静岡サービス支店

TBL (054)254-8861

(取扱代理店) Jリスクマネージメント 静岡支社

TBL (054)297-5887

お申込みのご契約内容	
保険の種類	自動車保険
証券番号	[REDACTED]
保険始期(変更日)	令和 2 年 9 月 26 日
お払込みいただく保険料	69,100 円

(お払込方法)

添付の「払込取扱票」にて弊社指定のコンビニエンスストア(裏面に記載)またはゆうちょ銀行・郵便局で、上記保険料の全額をお払込みください。

(ご注意)

1. 払込受領証は大切に保管してください。
2. 払込受領証の受領日附印が領収日となります。
3. 払込受領証の受領日附印がないものは無効となります。
4. 金額等訂正された「払込取扱票」はお取扱いきませんのでご注意願います。
5. 左記の「保険料のお払込期日」の翌々月末日までにご案内した保険料をお払込みいただけない場合は、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。
6. 保険募集人である代理店が保険料を一時預かりすることはありません。保険料はお客さまが直接コンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行・郵便局にてお払込みください。

保険料のお払込期日

令和 2 年 10 月 31 日

ご案内の保険料全額を上記のお払込期日までにお払込みください。

備考

(作成日)令和 2 年 8 月 23 日

自動車保険おすすめプランのご案内



拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて、先般ご用命いただきました補償内容について、
 保険料のご案内を作成いたしました。
 つきましては、内容を高覧いただき、
 是非ともご採用賜りますようお願い申し上げます。 敬具

〒 418-0061
 静岡県 富士宮市 北町 13-3

 四本 康久 様

車名 NV100クリツパーリ
 登録番号 [REDACTED]
 型式 DR17W

ご契約にあたっては、現在のお車の登録内容、保険の内容をご確認ください。

保険期間 令和 2年 9月26日 から
 令和 3年 9月26日 まで

用途車種 自家用軽四輪乗用車

記名被保険者氏名

料率クラス 車両 3対人 3対物 2傷害 2
 20等級 事故有係数適用期間：0年
 長期優良割引3%
 新車割引有

作成日 令和 2年 8月23日 印刷連番 00014431

静岡県 静岡市 葵区 瀬名 1-16-8
 ロジューマン21 1-B

 Jリスクマネジメント 静岡支社
 TEL. (054) 297-5887
 FAX. (054) 297-5886

	Aコース	Bコース
保険種目	ユーサイド	ユーサイド
等級	20等級 63%割引	20等級 63%割引
運転者の補償範囲	本人・夫婦限定特約	本人・夫婦限定特約
運転者年齢条件	35歳以上限定 始期時点年齢 59歳	35歳以上限定 始期時点年齢 59歳
免許証の色	[REDACTED]	[REDACTED]
対人賠償	無制限	無制限
対物賠償	無制限 自己負担額 0万円 対物超過修理費用あり	無制限 自己負担額 0万円 対物超過修理費用あり
人身傷害(実損払)		1名 7000万円 傷害一時金10万
人身傷害(定額払)		
車両保険		一般条件 205万円 自己負担額 0-10万円 車両超過修理費用
その他の補償・特約	他車使用特約 ロードサービス	弁護士費用 日常生活賠償責任 車両全損時諸費用 他車使用特約 ロードサービス
保険料 一時払 (コンビニ)	一時 21,980円	一時 69,100円
	対人・対物のみ	前年参考条件

支出証拠書 (各種団体会費)

11/25

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	静岡県学校給食ネットワーク会費		
年月日	令和3年4月1日~令和3年9月30日	金額	1,000円

会の趣旨・目的	学校給食が子供たちにとって安全で楽しい給食であるばかりでなく、将来健全な食生活を送るための食教育の場としても重要な役割を果たすことができるように支援し、さらに学校給食を軸として静岡県内での地産地消を推進するために、県内の各自治体で活動している個人または団体のネットワークづくりを目的とする。
会の活動内容等	①調査研究や情報交換を行い、必要に応じて県その他の機関に提言する。 ②2か月に1回、定例会を行う。 ③定例会の後、その内容を発信する。
政務活動・県政との関連性	定例会や会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>.....</p> <p>会費 2,000円</p> <p>会計年度10月から9月までのため、今回4月から9月までの分を請求する。</p> <p>2,000円 × 6/12月 = 1,000円</p> <p>2年11月 整理番号 11-25 参照</p> <p>※ 添付書類：<u>団体の会則</u>・事業概要・その他 ()</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,000円	/	1,000円
		100%	

整理番号

11-25

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書(各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	静岡県学校給食ネットワーク会費		
年月日	令和2年11月25日~令和 年 月 日	金額	1,000円

会の趣旨・目的	学校給食が子供たちにとって安全で楽しい給食であるばかりでなく、将来健全な食生活を送るための食教育の場としても重要な役割を果たすことができるよう支援し、さらに学校給食を軸として静岡県内での地産地消を推進するために、県内の各自治体で活動している個人または団体のネットワークづくりを目的とする。
会の活動内容等	①調査研究や情報交換を行い、必要に応じて県その他の機関に提言する。 ②2か月に1回、定例会を行う。 ③定例会の後、その内容を発信する。
政務活動・県政との関連性	定例会や員の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>会費2,000円 会計年度10月から9月までのため、今回10月から3月までの分を請求する。</p> <p>$2,000円 \times 6 / 12月 = 1,000円$</p> <p>※ 添付書類：<u>団体の会則</u>・事業概要・その他 ()</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,000円	100%	1,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

No. _____

2020年11月25日

四本 様

¥ 2,000

但 令和2年分

上記金額正に領収いたしました

静岡県学校給食ネットワーク

代表 小櫛和子

内 訳	
税抜金額	
消費税額 (9%)	

TEL/FAX

支払者: 四本康久



教育の推進も応援する

静岡県学校給食ネットワーク

あなたは、**静岡県** 番目の訪問者です。

静岡県学校給食ネットワーク規約

活動の概要

シンポジウム・講演会

(名称) この会は、静岡県学校給食ネットワークと称します。

参加団体一覧

(目的) この会は、学校給食が子供たちにとって安全で楽しい給食であるばかりでなく、将来健全な食生活を営むための食教育の場としても重要な役割を果たすことができるよう支

規約

援し、さらに学校給食を軸として静岡県内での地域連携を推進するために、県内の各自

入会方法

治体で活動している個人または団体のネットワークづくりを目的とします。

関連情報

(組織) この会は、静岡県内の学校給食に関心をもち活動している個人または団体、及びそれ

らを支援する任務の個人または団体によって組織されます。

(役員) この会には、次の役員をのみめます。

代表 1名

副代表 1名

事務局 1名

会計 1名

会費監査 1名

役員の仕事は1年で、再任は妨げません。

役員は、総会において過半数をもって決定します。

総会は、年1回行います。

(会員) 会費は、年2000円とします。

会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とします。

(事業) 会の目的にそって、調査研究や情報交換を行い、必要に応じて県その他の機関に提言

していきます。

2ヶ月に1回、定例会を行います。

定例会の後、その内容を発信していきます。

(規約の

改定) 規約は、会員の過半数以上の同意を経て改定します。

(附則) この規約は、2003年10月25日から発効します。

支出証拠書

1/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	印刷機リース料 (2021年4月~11月分)		
年月日	令和3年4月1日~ 令和3 年11月30日	金額	1,892円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> リース料5,676円 (契約期間2020年12月~2021年11月) 今回4月から11月分までを請求 $リース料5,676円 \times 8/12月 = 3,784円$ $3,784円 \times 1/2 = 1,892円$ 3年 / 月 整理番号 1-19 参照	

案分の理由 政務活動と後援会活動 で按分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,784円	1/2 %	

整理番号 1-19

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーキー 支出証拠書

780 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	印刷機リース料 (2020年12月～2021年3月分)		
年月日	令和3年1月27日	～	令和 年 月 日
金額	946 円		

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

リース料 5676円 (契約期間 2020年12月～2021年11月)
今回 2021年3月分を請求。

リース料 5676円 × 4/12月 = 1892円
1892円 × 1/2 = 946円

年月日	摘要	お支払金額
1 3-1-27		
2 D 3-1-27		
3 D 3-1-27		

5,676 リコーリース(カ)

按分の理由 政務活動と 後援会活動に按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1892 円	1/2 %	946 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2020年 9月14日発行

契約番号

再リース 1年ごとの自動更新です (ご回答不要)

ご契約者 静岡県議会 ふじのくに県民クラブ 四本 康久

期 間 2020年12月 1日～ 2021年11月30日
(再リース 4回目)

金 額 年額 5,676円
(内消費税 516円)

お支払日 2021年 1月27日
自動振替 (一括払い)

**ご指定
引落口座**

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。
お支払い予定日が休祭日の場合、引き落としは翌銀行営業日になります。

- ◆中途解約：再リース期間途中で解約された場合、お支払いいただいた再リース料金は返還できませんのでご了承ください。
- ◆動産総合保険：再リース期間中は動産総合保険は付保されません。
- ◆保守：保守契約については、メーカー・販売店にご確認ください。再リース料金に保守料金は含まれません。

終 了 返信用はがきにて
2020年10月20日 までにお申し込みください

ご注意事項

契約書に記載する「物件の返還・精算」条項にしたがって、契約終了後ただちにお客様の費用負担にて、物件を弊社指定倉庫にご返却ください。
パソコン等に記録された情報データは、消去の上ご返却ください。

9A1A012205

現在の契約内容

期 間	2019年12月 1日～ 2020年11月30日 (再リース 3回目)	
金 額	年額	5,676円
	(内消費税)	516円)
リース契約日	2012年11月30日	
機器の取扱店	株式会社 スワベ商会 富士支店	

物件明細

ご契約中の物件と、本物件明細の内容を必ずご確認ください。

物件連番	1	数 量	1
物 件 名	デュプロ 印刷機 DP-A120		
機 械 番 号	110882181		
設 置 先	静岡県富士宮市 静岡県議会 ふじのくに県民クラブ		

以上

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	ごみ・環境ビュース 年会費		
年月日	21年4月1日~	年月日	金額 3,152円

会の趣旨・目的	「ごみを作らない、出さない、燃やさない」を原点に情報の収集や提供、啓発に関する事業、資源循環型まちづくりに関する事業を行い、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	・ごみや環境に関する情報資料の収集 ・ごみや環境に関する情報誌の発行 ・ごみや環境に関するセミナー等の開催
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-04-0123432	73ノミヤジ	A93110002
取扱店	店名	振替受付票
00130-1	ヨウホク	*152
払込口座	振替金額	払込みの証拠となるものですか
00130-1	*3,000	ら大切に保存して下さい。
		料金には、消費税等が含まれています。
		(ゆうちょ銀行)

入金額 *5,152
おつり *2,000

スマホ決済アプリ ゆうちよPay
口座の残高確認も可能です!

印鑑申告納付につき納付税務署承認済

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由 全2政務活動に於ける ためである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,152円	100%	3,152円

ごみ・環境ビジョン21 会則

(名称)

第1条 本会は、ごみ・環境ビジョン21と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXに置く。

(目的)

第3条 当会は、「ごみを作らない、出さない、燃やさない」を原点に、情報の収集や提供、啓発に関する事業や、環境負荷の少ない資源循環型まちづくりに関する事業を行い、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 当会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)ごみや環境に関する情報資料の収集
- (2)ごみや環境に関する情報紙の発行
- (3)ごみや環境に関するセミナー等の開催
- (4)ごみや環境に関する調査、研究及びその発表
- (5) その他当会の目的を達成するために必要な活動

(会員の資格)

第5条 この会の会員は次の2種類とする。

- (1) 会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った個人・団体とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会登録を行った個人・団体とする。

(会議)

第6条 当会の会議は、運営委員で構成された運営委員会とし、これを最高意思決定機関とする。

(役員)

第7条 当会に、代表、副代表、事務局、会計、監査の役員を置く。役員は運営委員の互選により選任する。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

1. この会則は、2017年4月1日から施行する。
2. 当会の設立当初の運営委員は以下の通りとする。

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX計)

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人富士山自然の森づくり 年会費		
年月日	21年4月 日~	年 月 日	金額 1,000 円

会の趣旨・目的	富士山等の自然環境保全を図るため、自然林、人工林の再生等に関する事業を行い、生物多様性豊から森林を造成し、地域及び広地域の環境保全及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	① 森林整備により森林再生のための諸活動に関する事業。 ② 調査・研究に関する諸活動と自然生態系の把握に関する事業 ③ 調査、シンポジウム、環境教育等を行う自然環境保全に関する事業
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

領収証

四本 康久

様 No. 3-2

★ 壹千圓-

内訳	
現金	1000
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

但 令和3年度一般会員会費として
令和3年 4月 / 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

〒418-0001
富士宮市万野原新田2901-3 会計
NPO法人 富士山自然の森づくり
TEL/FAX 0544-27-1566

コクヨ ウケ-98

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1000 円	100 %	1000 円

各位様

令和2年5月27日

年会費改訂の件

コロナの緊急事態宣言が解除されました。感染の恐れが無くなったわけではありませんので気を付けて行かなければならないと思います。

さて、令和2年5月23日（土）に富士宮市立西公民館におきまして総会を開きました。

会報の8ページでお知らせしてきた通り年会費について審議しました。

動議・審議の要点は

1. 設立時に100名の参加者がいたが、広葉樹による森づくりという趣旨を正しく理解し積極的に参加してくれる方による会の運営をしていくということで正会員という制度を作った。
2. 植樹による森づくり活動も少なくなり、時代の変化とともに会員数も減少してきたので、一般会員の会費を下げ参加者数を増やしていきたい。
3. 会費を改定することは金額の問題でなく、会の設立趣旨の理解・運営上の問題であることを十分認識して審議しなければならない。

以上のことを念頭に置いて審議した結果、会の趣旨を理解し支持支援して頂ける一般会員の方が参加しやすい様に、また、正会員として加入し積極的に活動に参加してもらえるようにということで会費を引き下げることに全員の賛同を得て決定いたしました。

正会員年会費 5,000円

一般会員年会費 1,000円

を同封の「通常払込料金加入者負担」の振替払込用紙を使用して6月末までにお支払いをお願いします。

会報は今まで通り発行の都度お送りいたします。

以上

特定非営利活動法人富士山自然の森づくり 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人富士山自然の森づくりという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県富士宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、富士山等の自然環境保全を図るため、自然林、人工林の再生等に関する事業を行い、生物多様性豊かな森林を造成し、地域及び広地域の環境保全及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林整備により森林再生のための諸活動に関する事業
- (2) 調査・研究に関する諸活動と自然生態系の把握に関する事業
- (3) 啓蒙・普及として講演・シンポジウム、環境教育等を行う自然環境保全に関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有するもの

(2) 一般会員

この法人の目的に賛同し、この目的を達成するために行う事業を支援する個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出する。

- 2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品不返還)

第12条 既に納入した、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 理 事 長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 1名以上 |
| (3) 理 事 | 3名以上 (理事長及び副理事長を含む) |

(4) 監 事 1名以上

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくないと認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で総会の議決により報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事を兼任することができる。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(顧問、評議員)

第21条 この法人に顧問、評議員を置くことができる。

- 2 顧問、評議員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問、評議員は、この法人の運営上の重要事項について、理事長の諮問に応じる。

第5章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 年度当初の事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

（総会の開催）

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

（総会の招集）

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印し、これを保存しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 年度当初の事業計画及び活動予算の変更に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものと見なす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関すること
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をし、これを保存しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第45条 この法人の年度当初の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出とすることができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する

場合、静岡県知事の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 静岡県知事による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、静岡県知事の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げるもののうち、富士宮市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、静岡県知事の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、岳南朝日新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	1口	10,000円
(2) 一般会員	1口	2,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別

紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

これは現行の定款に相違ない

平成 30 年 5 月 22 日

特定非営利活動法人 富士山自然の森づくり

理事長 仁藤 浪

支出証拠書(各種団体会費)

4/15

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	富岡市教育委員会 ならびに年会費		
年月日	21年4月15日～	年月日	金額 3,000 円

会の趣旨・目的	地域の自主活動を促進し食生活改善を高め健康維持増進に寄与する。
会の活動内容等	①食生活改善の研修らぶひに講演会の開催 ②学業に関する調査研究 ③地区活動を活発化し食育の普及、啓発に関する事業
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

年会費：3,000円

会計年度：4月1日～3月31日

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動にかかるとある	3,000 円	100 %	3,000 円

領 収 証

令和3年4月15日

会 員 様

領収金額 3,000円

ただし、令和3年度 富士宮市食育ボランティアななくさ会年会費として

上記の通り領収いたしました。

富士宮市食育ボランティアななくさ会
会 長 渡 邊 喜 美 代
(印影省略)

支払者： 四本康久

富士宮市食育ボランティアななくさ会 会則

(名称)

第1条 本会は、富士宮市食育ボランティアななくさ会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を富士宮市保健福祉部健康増進課におく。

(目的)

第3条 本会は、地域の自主活動を促進し食生活改善を高め、健康保持増進に寄与する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 食生活の改善の研修ならびに講演会の開催。
2. 栄養に関する調査研究。
3. 地区活動を活発化し、食育の普及、啓発に関する事業。
4. その他本会の目的達成に必要と認める事項。

この事業を推進するために班を編成し班長および副班長をおく。

(会員)

第5条 会員は、富士宮市が実施する栄養学級等の修了者及び食生活改善に熱意を持つ者で、この会の目的に賛同し、次条の入会手続きを経て入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得て、会長が入会を認める。

(会費)

第7条 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。
年会費は総会時に納入し、年度の途中で退会・休会しても返金しない。
年度の始めから1年間休会する場合は、年会費の納入は不要とする。

(休会)

第8条 会員は、自身の病気や家庭の事情等により会員としての活動を休止したい場合、休会届を会長に提出し、役員会の承認を得て、会長が休会を認める。
年度の始めから休会する場合は、2月末日までに休会届を会長に提出すること。

(退会)

第9条 会員は、退会する場合、退会届を会長に提出し、退会することができる。
また会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
1. 本人が死亡したとき。
2. 会費を期日までに納入しないとき。
3. 会員としてふさわしくない言動があり、役員会で退会が相当と決議され、会員本人に通知したとき。

(役員)

第10条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記
4. 会計
5. 広報
6. 会計監査

会長、副会長は役員会で選出する。

(相談役)

第11条 本会の運営を円滑に行うため顧問および相談役若干名をおくことができる。顧問および相談役は会長の諮問に応ずると共に本会の運営に関し意見を述べる事が出来る。

(任務)

第12条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を統括し代表する。
2. 会長は、役員会の議長を務める。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠席のときは副会長のうちから互選により会長の職務を代行する。
4. 書記は、会務（定例会や伝達活動等）を記録する。
・役員会議事録を作成する。
上記議事録は、会長の検印を受け、所定のファイルに保管、管理する。
5. 会計は、会の出納事務を処理し必要な書類や物品等を管理する。
年度初めに収入支出予算を作成し、年度末に収入支出決算報告を作成し会計監査を受け、総会に報告、承認を得る。
6. 広報は、会報の発行や伝達活動に必要な資料の作成等を通じて、会の方針・考え、動き・状況、話題等を会全体に共有化させ、会員の連携、組織の強化を図る。また、会の活動が広く市民に周知されるよう諸活動を記事として市の広報紙やホームページ、新聞社に提供、掲載してもらう等の広報活動を推進する。
7. 会計監査は会の会計監査を行い、その結果を総会に報告、承認を得る。
8. 役員は、会長および副会長と綿密な連絡のもとに事業を推進する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、同じ役職の再選は3期までとする。補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは引き続いてその職務を行うものとする。

(会議)

第14条 会議は、総会、役員会および班長連絡会とする。総会および役員会は、各々1/2以上の会員の出席により成立する。総会および役員会の議事は出席の過半数によって決し、可否同数の時には議長が決する。

(総会)

- 第15条 総会は、年に1回開催するものとし、会長が招集する。
ただし、必要あるときは臨時に開催できるものとする。
総会の議長は、出席者の中から選出する。
総会で議決する事項は次のとおりとする。
1. 規約の改正
 2. 役員を選出および承認
 3. 事業報告および事業計画の承認
 4. 収支報告および予算計画の承認
 5. その他総会において必要と認める事項

(役員会)

- 第16条 役員会は、会長が必要の都度、招集する。
役員会は、本会の事業の運営に関する事項を決議する。

(班長連絡会)

- 第17条 班長連絡会は、役員と班長（欠席の場合は副班長）で構成し、会長が必要の都度、招集する。
班長連絡会は、役員会の決議事項の共有化や班からの意見聴取を図るなど本会の事業を円滑に運営するための情報共有化の場とする。

(議事録)

- 第18条 総会及び役員会の議事については、議事録を作成する。

(経費)

- 第19条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。
本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び収支報告)

- 第20条 会長は、毎事業年度終了後1ヵ月以内に事業報告書、収支報告書を作成し、役員会および監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会報)

- 第21条 会報は、必要に応じて発行する。

(付則)

この会則は平成30年4月19日から施行する。
2019年4月17日改正

(顧問)

富士宮市保健福祉部健康増進課長
静岡県富士健康福祉センター医療健康課長

支出証拠書 (各種団体会費)

4/24

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	富士山の自然を守る会 年会費		
年月日	21年4月24日~	年月日	金額 1,000 円

会の趣旨・目的	富士山の自然の保護、保全を目的とする。
会の活動内容等	①富士山の自然に関する調査・研究・学習等を行う。 ②保護・保全のための提案と実現のための諸活動を行う。 ③①、②に関連する諸活動
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見を 県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

領収証

四本 康久 様

No. _____

金額 ¥ 1,000

内訳 但 富士山の自然を守る会 年会費

現金 2021年4月24日 上記正に領収いたしました

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-390

収入
印紙



※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由 全て政務活動にかかっている	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1000 円	100 %	1,000 円

富士山の自然を守る会会則

第1条 (会の名称)

この会の名称を「富士山の自然を守る会」と呼ぶ。

第2条 (会の所在地)

この会の事務局は会長の所在地（富士宮市外神777-3）に置く。

第3条 (会の目的)

この会は富士山の自然の保護・保全を目的とする。

第4条 (会の活動)

- ① 富士山の自然についての調査・研究・学習・啓蒙活動を行う。
- ② 保護・保全のための提案と実現のための諸活動を行う。
- ③ ①・②に関連する諸活動

第5条 (会の会員と資格)

会の目的と活動に賛同する個人を有資格とする。

第6条 (会費等)

- ① 本会の運営は会費及び寄付金をもってまかなう。
- ② 会費は一年間1,000円とし、毎年、4月1日から翌年3月31日までを会計年度とする。
- ③ 会員が三年間以上続けて会費を納入しない場合は、自主的に脱会したものとする。
- ④ その他会費等について必要な事項については運営委員会の決議によって定める。

第7条 (総会)

- ① 総会は年一回開催し、その期日は運営委員会が決定し、会長が召集する。会長は必要に応じて臨時総会を召集することができる。
- ② 総会の決議は出席会員の過半数以上の議決をもって行う。

第8条 (運営委員会)

- ① 本会に運営委員若干名と事務局を置く。
- ② 運営委員は総会によって選出する。
- ③ 運営委員は運営委員会において、その都度、互選によって委員長を選出する。
- ④ 運営委員会・事務局の活動については運営委員会の協議によって行う。
- ⑤ 運営委員会は原則として、隔月一回開催する。随時、拡大運営委員会も開催できるものとする。

第9条 (会長)

- ① 本会に会長を置く。
- ② 会長は総会で指名される。

第10条 (その他の役員)

- ① 本会に顧問・相談役を置くことができる。
- ② 運営委員会は顧問・相談役を指名することができる。

第11条 (事務局)

- ① 事務局には、事務局長・会計・広報・庶務を置く。
- ② 事務局会議は原則として、毎月一回開催する。

第12条 (役員任期)

- ① 各役員任期は2年とする。
- ② 役員再任は妨げない。
- ③ 各役員選出は総会で行う。

第13条 (除名)

総会は出席会員の三分の二以上の議決をもって、本会の目的や活動に反し、本会の名誉を傷つけた会員を除名することができる。

第14条 (補則)

本会則に定めのない事項は運営委員会の定めるところによる。

第15条 (効力)

この会則の効力等については別に付則の定めるところとする。

付則

1. この会則は、昭和63年11月9日より施行する。
2. この会則は、平成8年5月11日に一部改正
3. この会則は、平成11年5月8日に一部改正
4. この会則は、平成13年4月21日に一部改正
5. この会則は、令和3年4月24日に一部改正

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

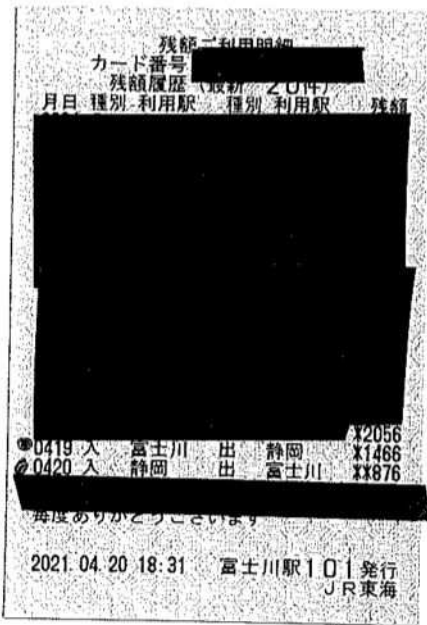
経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	リニア工事、脱熱対策等 岐阜県内視察		
年月日	21年4月19日~	21年4月20日	金額 29,730 円

目的	リニア残工処理、脱熱対策処理他
使途	交通費、宿泊費等
政務活動・ 県政との 関連性	リニア工事、脱熱対策等今後の県施策、質問等に 反映させていく。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

案分の理由 全て政務活動にかかり ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	29,730 円	100 %	29,730 円



JR
 4/19 ~ 富川 ~ 静岡 590円
 4/20 静岡 ~ 富川 590円

富士川駅東駐車場
 富士市役所
 領収証

4/19 ~ 4/20
 駐車代
 1400円

精算機 #01 A 精算No.000029
 発券機 #01 発券No.023375
 入庫時刻 2021年 4月19日(月) 06:16
 出庫時刻 2021年 4月20日(火) 18:36
 駐車時間 1日 12:20
 駐車料金 A料金 1,400円
 =====
 合計 1,400円
 現金領収額 1,400円
 お預り 1,400円
 お釣り 0円

またのご利用をお待ちしております。

4/19 静岡バス ~ 岐阜県庁 バス代

領収書

四本 康久 様

¥ 10,000 (税込)

但し リニアPT 視察バス代として

令和 3年 4月 28日 上記正に領収いたしました。

静岡県議会 ふじのくに県民クラブ

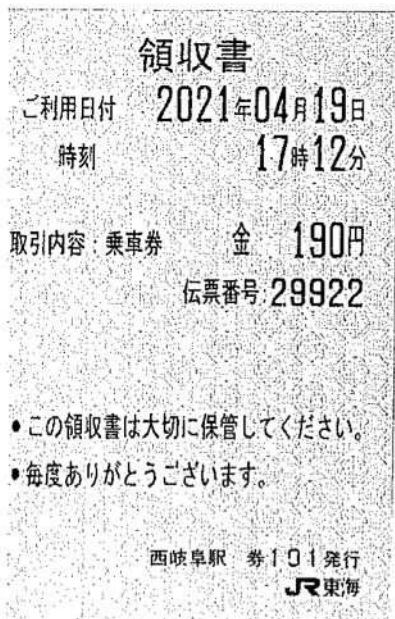
会長 阿部 卓也



※ バス会社への支払いについて

ふじのくに県民クラブ 会派支出証拠書

3年 4月 整理番号 4-4 参照



JR 西岐阜 ~ 岐阜 190円

No 121764

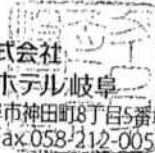
領 収 書 四本康久 様

4/19
宿泊代
7,600円

金額 ¥7,600 ※

※金額を訂正したものは無効です

但し ご宿泊代 駐車場代 その他 _____ として
上記の金額正に領収致しました



ダイワロイヤル株式会社
ダイワロイネットホテル岐阜
〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町8丁目5番地
Tel 058-212-0055 Fax 058-212-0056

発行者

収入印紙

2021年4月19日

現金(¥) クレジット(¥)

領 収 書 77301 様

金額: 880円

ただし、
乗車券代として

上記の金額確かに領収いたしました。
種別: 現金

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

名古屋鉄道株式会社
名鉄岐阜支店
0200

2021年-4月20日
08:57

4/20 名鉄岐阜へ御嵩 880円

支払者: 四本康久

領 収 証

様 令和3年4月20日

4/20
願 御嵩

説明カード料 500円

★ 500

但 R3年4月20日 追加料

上記正に領収いたしました
岐阜県可児郡御嵩町御嵩1377-1

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

大寺山 領 御嵩

〒505-01 TEL(05746)7-0386

支払者: 四本康久

領収書

ご利用日付 **2021年04月20日**
時刻 **12時12分**

取引内容: 乗車券 金 **190円**
伝票番号: **30500**

•この領収書は大切に保管してください。
•毎度ありがとうございます。

可児駅 券101発行
JR東海

4/20
JR 可児 ~ 美濃太田 190円

駅-No 530407 領収書-No 17
窓口-No 1

領 収 書

4/20 美濃太田 ~ 新岡 2640円
支払者: 四本康久

様

金額 **¥7,640円**
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2021年 4月20日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

美濃太田駅

現金出納社員



Kiosk

領 収 書

キヨスク美濃太田
TEL: (0574-28 〇〇〇)

2021年 4月20日(火) 15:00 No:0001

2555550411069
読売新聞(朝) ¥150

小 計 ¥150
内税10%対象額 ¥150
内税10% ¥13
合計 **¥150**

お預り ¥150
(消費税) ¥13



a2021042000015687a

4/20
新聞代 150円

支払者: 四本康久

※は軽減税率(8%)対象商品

取引No5687 1点買

県外調査概要書

21年4月28日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岐阜県御嵩町におけるリニア工事残土処理調査 ○ 岐阜県庁リニア推進課よりヒアリング ○ 岐阜県家畜防疫対策課より豚熱の発生状況と処理について調査他
<p>年月日</p>	<p>令和3年4月19～20日</p>
<p>場所</p>	<p>岐阜県</p>
<p>内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 行程 別紙参照 2 応対者 御嵩町議 岡本綾子氏。○ 願興寺住職 <ul style="list-style-type: none"> ○ 岐阜県庁 リニア推進課 ○ 岐阜県庁 家畜防疫対策課長 高井氏他。 3 聴取内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 御嵩町議 岡本氏より 工事現場付近を案内いただき。残土処理に関しては、今の処理方法が沃みという事。残土処理は大変困難である。 ○ リニア推進課より 推進の立場から開業後の予定等説明。一日の車降客予想が日/3000人ほど大変驚いた。東延線富田駅が日/5000人弱である。 ○ 願興寺 文化財について説明をうける。 ○ 家畜防疫対策課長より 別紙参照。 4 県政への反映 <ul style="list-style-type: none"> リニア工事、豚熱等今後の県施策、質問等々を反映させていく。

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

手配旅行 行程表

作成日：2021年4月13日

団体名： 静岡県議会ふじのくに県民クラブ 様
 代表者： 阿部議員 様
 住所：
 連絡先： TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]

日程期間	2021年4月19日(月) 日帰り
行先	岐阜県可児市・岐阜県庁 方面

日次	月日(曜日)	行程
1	4/19(月)	*07:15配車 静岡県庁==静岡SAスマートIC==(新東名高速)==浜松SA(休憩・乗車有) 07:30出発 08:30~08:45
		==豊田東JCT==(東海環状道)==可児御嵩IC==可児市文化創造センターala 10:20~12:30
		にて講演会聴講・昼食 ==御嵩町議員誘導により、御嵩町内リニア残土 13:00~14:30
		置き場視察・その後御嵩町内リニア建設現場をバス車窓より視察==可児御嵩IC
		==関JCT==岐阜各務原IC==岐阜駅(下車有)==岐阜県庁訪問(リニア担当者 15:30 16:00~17:00
		との面談) ==岐阜各務原IC==(名神・東名高速)==上郷SA==豊田東JCT== 18:10~18:25
		(新東名高速)==浜松SA(下車有)==静岡SAスマートIC==静岡県庁 19:10~19:25 20:30
		→ *岐阜県庁訪問後は、JRにて西岐阜~岐阜へ移動
		岐阜市内で宿泊 4/20(火)の行程は下記のとおり

4月20日(火)

名鉄 岐阜~御嵩
願興寺 視察

JR 可児~美濃太田
岐阜県中濃家畜保健衛生所

JR 美濃太田~静岡

願興寺

御嵩町は森村である。中山道の要路である
江戸時代は女衾の中心地であった。たまたま!!

願興寺は天台宗の祖である最澄(伝教大師)が
この地に施薬院を建立、薬師如来像を奉納。
一条天皇の勅願により寺の礎ができた。

本堂が重要文化財であり、現在修復中。

宝物殿の24体が重要文化財。地蔵では五子か
かごの権勢がしめはかる

天台宗は墓地をもたない。寺の維持が
あつた寺の維持が甚だしくなっている。

寺宝の薬師如来は「〇慶」の文字が好か
たか介快慶ではこのこと。

「〇慶」では文科者の宗師の

一部にあり、24体の維持の内蔵である。

本堂の改修は、〇、崇、町に加之寺の墓地を
あつた。佐野が代、教職者など、自己資金と
信者の寄附で約1億円の費用。

今秋、天台宗1200年遠忌記念特別展が
内外不出の、^{最澄}像が東京国立博物館で開かた。
通常は13年12月の御南帳。

岐阜県視察報告

視察日 令和3年4月20日(火)

家畜防疫体制の状況

岐阜県農政部家畜防疫対策課 課長 高井 尚治様
中濃家畜保健衛生所 所長 浅井 礼子様

平成30年9月より13か月間 22例24施設で発生した、豚熱の発生状況とその処理について報告を受けた。

県内の50%の農場で発生し、岐阜県内の飼育頭数11.8万頭のうち7万頭を処分したとの事。野生のいのししからの感染であるとの事。

埋却状況を確認し、短期間のうちの作業の困難さを痛感した。

また、本年2月には鳥インフルエンザの発生もあり、その埋却状況も合わせて確認した。

富士宮市には、採卵鶏が400万羽以上飼育されており、あってはならないが、非常事態のために今後の参考にしていく。

80%は国が補償

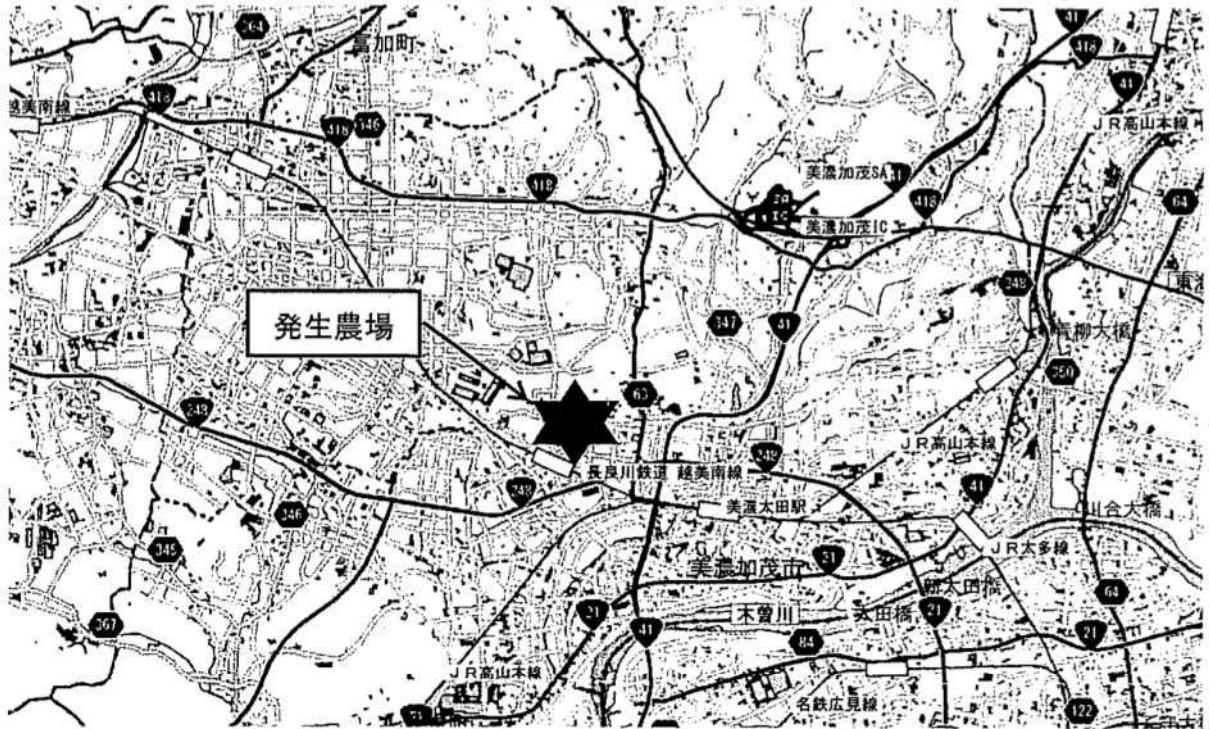
20%は平常時の対応調査の結果による

インシツの進入を止めることが大事。

殺処分しか対応がないのは残念なこと。

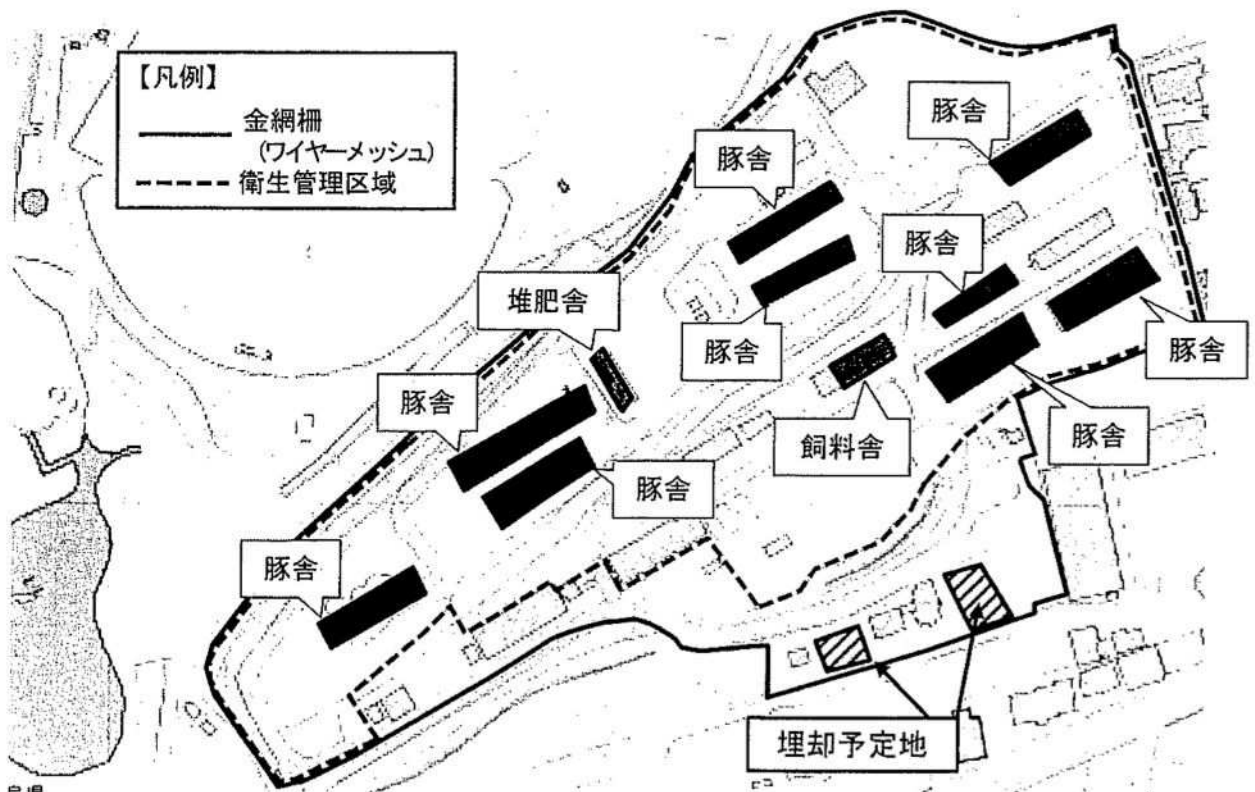
静岡県議会議員視察（令和3年4月20日）

<発生農場：岐阜県畜産研究所（美濃加茂市前平町3-8）>



飼養状況 繁殖豚67頭 子豚 424頭 合計 491頭

<養豚場敷地図>



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 3 年 4 月 26 日 ~ 令和 年 月 日	金額	990 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: リニアか壊お南アルクス エコパークはとろ分子)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書 提出用》

領 収 書 No. _____

3 年 4 月 26 日

四本 康久 様

¥990 (内消費税額 %)
 但し 書籍代金として (¥)

上記金額正に領収しました

株式会社 **江崎書店**

〒420-0031 静岡市葵区呉服町2丁目6番地の8 ☎054-254-4481
 ネットロード静岡店 / 静岡市駿河区曲金3-1-5 ☎054-203-3010
 ベイドリーム清水店 / 静岡市清水区駒越北町8-1 ☎054-337-0321
 袋井 店 / 袋井市川井美作1416-4 ☎0538-42-9100

(印紙)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	990 円	100%	990 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 3 年 4 月 27 日 ~ 令和 年 月 日	金額	4950 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: D-file 2021年4月発行号上、下)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

口座番号	0010006	通称	イマジン出版株式会社
加入者名	34749	金額	¥4950
依頼人	静岡県富士宮市北町13-3 四本 康久 様	日付	03-04-27
料金		附印	富士宮東町郵便局 (23319) N94260002

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4950 円	100%	4950 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

No. 39678

納品書

2021年04月26日 頁 1

四本 康久 様

下記の通り納品致します。

¥4,950

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡幸三
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
TEL 03-3942-2520
FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2021年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,950

No. 39678

請求書

2021年04月26日 頁 1

四本 康久 様

下記の通り御請求申し上げます。

¥4,950

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡幸三
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
TEL 03-3942-2520
FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2021年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,950

振込口座 ミズホ銀行エトカワバン(7)1327831イマジンシュツパン(カ)

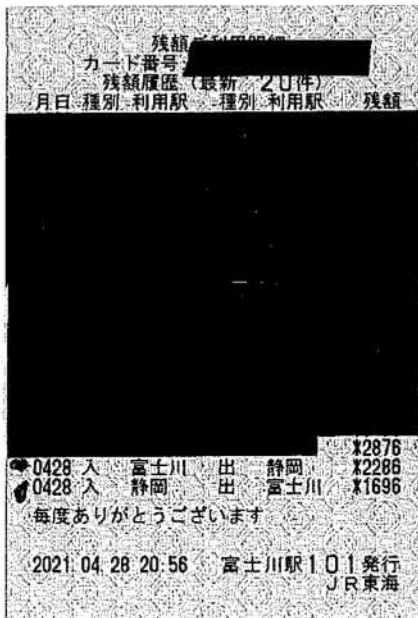
支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要綱等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年4月28日	~令和 年 月 日	金額 1680円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》



富士川駅東駐車場

富士市役所

領収証

精算機 #01 A 精算No.000102
 発券機 #01 発券No.023662
 入庫時刻 2021年 4月28日(水) 11:46
 出庫時刻 2021年 4月28日(水) 21:00
 駐車時間 9:14
 駐車料金 A料金 500円
 =====
 合計 500円
 現金領収額 500円
 お預り 1,000円
 お釣り 500円

またのご利用をお待ちしております。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1680円	100%	1680円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年4月30日~令和	年月日	金額 3,920 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<領収書貼付枠> 別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,920 円	/	3,920 円
		100 %	

領 収 書

Receipt _____ 様

領収年月日 2021.-4.30

金額 ￥2,920 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(60097 4枚)
東海旅客鉄道株式会社

(東)新富士駅
新富士駅MV801発行 00098-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

支払者: 四本康久

新幹線: 新富士 - 静岡 (往復)

領 収 証

四本康久 様

3 年 4 月 30 日

★ Y 1,000

但

上記正に領収いたしました

但し書: 駐車料

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL0545-61-7863

コクヨ ウケ-1048